

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監4の第7号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所 管 所 属：西区役所

通知を受けた日：令和4年7月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	第三者委託の公表については是正を求めたもの 【北区役所、都島区役所、中央区役所、西区役所、大正区役所、浪速区役所、東成区役所、住吉区役所、平野区役所、経済戦略局、環境局及び教育委員会事務局に対して】 施設所管所属の令和3年度第1四半期における第三者委託に関する情報の公表状況を確認したところ、施設所管所属34所中12所属で所管する全ての施設について、ガイドラインで定められた期限である第1四半期の翌月である令和3年7月中に公表されておらず、今回の監査の実施通知送付日以降の公表となっていた。 〔指摘事項2〕 施設所管所属は、第三者委託公表の重要性を再認識し、ガイドラインに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。	(西区) ・「西区民センター指定管理者の業務代行料支出事務進捗管理表」を使用し、第三者委託のHP公表を管理することとしていたが、管理表には期限を明記していなかったため、期限日を明記し改善した。 ・また、担当者が異動・変更となった場合でも、適正に事務執行されるよう、事務引継書の年間スケジュールに明記するなど、職員間で確実に事務執行できるための整備を図った。	措置済	令和4年7月22日